株式會社 横河橋梁製作所
本社 東京都千代田區丸ノ内1ノ3 三菱中28號館 電話丸ノ内(23) 1947・2155―9
工場 東京都芝浦・深川
營業種目
◇各種橋梁・轉車臺・遊車臺・車輛・鐵骨
○鐵塔・水壓鐵管・起重機・鋼構造物一切
各新改造修理ノ設計・製作・現場施行等急需ニ應ズ

土木ニュース

昭和24年5月15日 第31號 (月刊)

(可認物價郵便第三種郵便物)
昭和24年5月4日第三種郵便物認可

會學木土所行發
東京都千代田區丸ノ内3丁目4番地
編輯兼發行人 藤吉甫
印刷人 梅山良一
印刷所 土木學會印刷所
(定價) 5圓

解說

昭和24年度予算その事業別内訳は大の通り

昭和二十四年度本予算は四月十六日衆議院を、二十九日参議院を通過成立した。

本年度の公共事業予算総額の方針として、近年災害が加速度に増大の傾向にあり、各種公共施設は極度に疲弊し、国土は震労荒廃著しく、国民経済の基盤は正に危殆に瀕している事実に鑑み、その重点を治水治山事業の他防災的工事と各種施設の維持補修とに置き、併せて国民生活と行政的機能の最低限の維持に不可欠の事業のみを行うこととされた。即ち治水治山事業については、その重点を既完生災害の処理から、未発生災害の防止に轉換し得るようにし、山林及び漢流砂防施設の強化、河川の改修及び維持、その他防災的工事を出来るだけ経済的に推進するよう、その他防災対策として、造林奨励、癒着及び航路整備の復旧等に留意されている。

本年新しく考慮されたものは海上保安施設費の増加及び航路機関などがある。又道路の補修は従来各自管理者の責任において実施されてきたが、戦時中からの荒廃と疲労が甚しい上に、地方財源の窮乏に鑑み、今回重点的に工事国保存の費用をあげると土木ユースの印象である。

公共事業費五〇〇億円 治水治山等防災工事に重点 道路補修三ヵ年計畫も計上

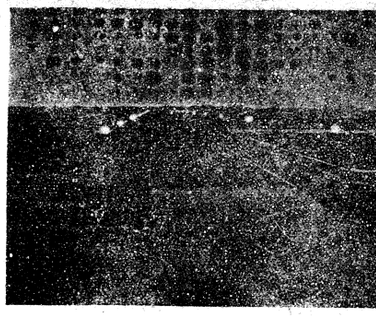

完成した多摩川大橋 戰後我國の最大橋 四月三十日開通

横田門から五反田を経て横浜市東神奈川三里に通ずる新京浜國道が多摩川を横断する所、所謂「矢口の渡」に架設された多摩川大橋は戰後多くの識見と英知を結集して、工事國保存の費用を投じ、昨秋以来吉田德次郎博士を委員長として、コンクリート委員会を設け各員の絶大なる御努力により、ここに完成をみた。この度竣功した多摩川大橋と、近く完成をみる新鶴見橋とにより、復興途上にある京浜地区にもたらす利益には測り知れざるものがあると言えよう。詳細は土木ニュース二十八号を参照のこと。

新刊予約募集

コンクリート標準示方書

昭和六年土木学会鉄筋コンクリート標準示方書が制定発刊され、昭和十一年に一部改訂、引続き昭和十五年に内容全般に亘り大改訂を加えました。しかし今日再び大改訂の必要に迫られましたので当学会では昨秋以来吉田德次郎博士を委員長として、コンクリート委員会を設け各員の絶大なる御努力により、既に全部の改訂を終り目下印刷中です。本示方書は鉄筋は勿論無筋コンクリート、特にアメリカの最も新しい示方書の精神を織り込んだ実に斬新なものでありますから土木技術者は勿論他の技術者の方々にも大いに参考になるものと考えます。(用紙制当の關係上部数が少いので出来るだけ早く御申込願います。

一、体　裁　B6判　約二〇〇頁
一、頒布実費　金百八〇円(会員に限り百五〇円)外に送料七五円(まとめた御申込は安くなります)後で精算致します。
一、申込期日　昭和二十四年五月三十一日
一、申込金　申込と同時に金額捺込のこと
一、発行予定期日　昭和二十四年六月下旬

関門鉄道隧道工事誌

本工事は周知の如く隧道工事の最高峰を行くものであり軟弱地盤に於ける鑿抗沈埋函工法あらゆる最新工法を採用特にセメント注入工法、又はシールド工法、圧気工法等我國最初の工事であり、第一期工事の貴重な体驗を生かし、第二期工事に於ては外國のそれに匹んど遜色なき地位にまで到達しました。

本工事誌は第一期第二期の全工事を通じ貴重な記錄と余す所なく網羅し約八五〇の写眞図表を含む隧道工事誌の決定例であります。戰時中ならば故に部外へは未発表でありました物を当学会が特に編輯者並に版権所有日本鉄道技術協会(JREA)に乞い快諾を得て刊行する物であります。部数に制限あり早く申込願います。

一、体　裁　B5判　約六七〇頁　フランス表紙
一、頒布実費　八〇〇円但し会員に限り六〇〇円
一、発刊予定期日　七五円(現行程による)但し取まとめて納入致しますが後で精算致します。

一、申込金　出来るだけ御納込下さい。若し御都合が悪ければ予約金として三〇〇円御願い致します。
一、申込期日　昭和二十四年五月三十一日
一、発行予定期日　昭和二十四年七月上旬

二冊共御申込は左記へ願います。猶まとまった御申込は貴社名を明記して下さい。又鉄道弘報を組織されている向はこれによらるると御便利です。

申込先
東京都千代田区大手町二丁目四(新興商業下七号)
土木学会

解說

建設工事疎部 廢止される

終戦後、「連絡」といわれ、豊富な技術陣と機械力を駆使して、災害の建設工事に貢献した運輸建設本部は、昨年七月建設省の発足と共に、建設省建設工事本部となって来たが、今回官制の改革により、四月一日を以て廃止され、職員はそれぞれ本省、地方建設局等に勤務を命ぜられ、その先輩諸氏は自主統行を目標として実施する、従つて都市設も減らす。

上下水道は自立企業意識を立前とするが、占領軍の要請による塩業工事、汲ケ市町村に亘る特殊工事等につき補助をなす。

機械整備　河川、道路等の直轄事業の機械化は非常に遅れて居り、且つ現在保有のものも耐用年限に達しているものが多いので、工事能率を向上し、工事原價の逓減を図るため特に土木機械の整備を図らんとするもので、約十一億円を計上した。モーターグレーダーを開発及び近畿に設ける予定である。

災害復旧費　災害復旧費は本年から矢張災害費として別途考慮計上されることとなつた。

次に土木関係の主なる項目につきその概要を掲げよう

河川　一般方針に基き治水に重点を置き、利水は必要最少限とした。直轄河川では継続八五本、新規は北上川筋補一本で三〇億五千万円。中小河川も同じく災害防禦及び災害防止に効果あるものみとして継続一六三本、新規一三本、合計一七六本、九億六千万円。北海道では國費河川に五億三千万、地方費河川に四千三百万が充てられている。継続費河川継続七本、新規二本に対して二億、災害防禦施設費補助として四億二千万円が計上されている。

砂防　砂防は河川改修の基を修めるものであるがダムの築造を主とするため、セメント量から考えて事業量が決められた。予算額は前年度からの引続き上必要なもの止めた。

直轄國道改良　一両年に事業完成して効果を挙げる

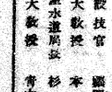

ものの外六〇箇、國門隧道については三〇〇橋につき再検討を行うこととした。

道路　本年は改良よりも補修に重点を置き、改良は前年度からの引続き上必要なもの止めた。

直轄國道補修　補修は主として指定府県に委託して施行する。

府縣道改良　府縣道改良は國道の場合と同様約三〇〇箇所行う。補修は主として指定府縣道を本年は行い砂利道舗装を行うことにした。

橋梁　橋梁については同様の方針の下に改良一四八箇、補修三〇〇箇、木橋架換二〇〇箇、補修二八〇箇、鋼橋塗装五橋を計上した。又開拓道路は開拓事業の進捗に伴い三二〇箇を見た。

港湾　前年度に比して外貨五〇%、内貨四〇%増加すると推定されるので、その輸送計画に対應して最も緊要なる航路、泊地の浚渫に重点を置き併せて既存の施設の復旧維持及び改良を行う。

直轄港湾　直轄港湾は外貨関係の荷揚港外八港、石炭、鉄鋼関係の若松港外七港、食糧関係の青森港外十六港の整備をそれぞれ実施する。

重要港湾　重要港湾は外貨関係の大阪港外六港、石炭関係の東京港外三港、資料品等の神戸港外廿一港をそれぞれ実施する。

指定港湾　指定港湾は主要港を中心とする輸出工業地帯への輸送力強化に対應する堺港外五七港、避難港として御前崎港外八港の整備を行う。

地方港湾　地方港湾は外貨及び石炭鉄鋼等のための小樽港外三港、地方資源開発のための室蘭港外十四港を整備するとともに、その他特に産業上必要な港湾施設を整理し、新規二本に対して二億、災害防禦施設費補助として四億二千万円が計上されている。

砂防　砂防は河川改修と同様約三〇〇箇所行う。補修は主として指定府縣道を本年は行い砂利道舗装を行うことにした。

橋梁　橋梁整備は全國の木橋二三万橋中耐用年限に達しているものが約五万五千橋あるが本年は主として指定府縣道以上の重要橋梁につき約一三〇橋、補修一、八〇〇橋とした。又鋼橋については三〇〇橋につき再検討を行うこととした。

鉄道　鉄道については同様の方針の下に改良一四八箇、補修三〇〇箇、木橋架換二〇〇箇、補修二八〇箇、鋼橋塗装五橋を計上した。又開拓道路は開拓事業の進捗に伴い三二〇箇を見た。

港湾　前年度に比して外貨五〇%、内貨四〇%増加すると推定されるので、その輸送計画に対應して最も緊要なる航路、泊地の浚渫に重点を置き併せて既存の施設の復旧維持及び改良を行う。

直轄港湾　直轄港湾は外貨関係の荷揚港外八港、石炭、鉄鋼関係の若松港外七港、食糧関係の青森港外十六港の整備をそれぞれ実施する。

重要港湾　重要港湾は外貨関係の大阪港外六港、石炭関係の東京港外三港、資料品等の神戸港外廿一港をそれぞれ実施する。

指定港湾　指定港湾は主要港を中心とする輸出工業地帯への輸送力強化に対應する堺港外五七港、避難港として御前崎港外八港の整備を行う。

地方港湾　地方港湾は外貨及び石炭鉄鋼等のための小樽港外三港、地方資源開発のための室蘭港外十四港を整備するとともに、その他特に産業上必要な港湾施設を整理し、新規二本に対して二億、災害防禦施設費補助として四億二千万円が計上されている。

砂防　砂防は河川改修と同様約三〇〇箇所行う。補修は主として指定府縣道を本年は行い砂利道舗装を行うことにした。

橋梁　橋梁整備は全國の木橋二三万橋中耐用年限に達しているものが約五万五千橋あるが本年は主として指定府縣道以上の重要橋梁につき約一三〇橋、補修一、八〇〇橋とした。又鋼

現下の失業對策と公共事業制度

現在わが國で實施されている失業對策は、昭和二十一年末に決定された「緊急失業對策要綱」に基いて實施されているものであつた。

これに對して(一)各種土木事業を強力に推進すること、(二)臨時計画を急速に樹立實施すること、(三)石炭、鐵鋼、電力等の基礎産業の増産を圖ること、(四)各種生産事業の民間産業への復帰を促進すること、(五)失業救済事業の能率を増進すること、(六)職業紹介機構を整備すること、(七)失業保險制度を改善すること、(八)引揚者、復員者、海外在留邦人の就職を促進すること、(九)戰災都市の復興を促進すること、(十)中小企業の振興を圖ること、(十一)勞働爭議の調整を圖ること、(十二)勞働者の福祉を増進すること、(十三)勞働者の教育を振興すること、(十四)勞働組合の健全な發達を圖ること、(十五)勞働關係調整法の改正を行うこと、(十六)勞働基準法の改正を行うこと、(十七)勞働者災害補償制度を改善すること、(十八)勞働者の住宅問題を解決すること、(十九)勞働者の生活安定を圖ること、(二十)勞働者の生活必需品の配給を圓滑にすること、(二十一)戰爭犠牲者に對する援護を強化すること、(二十二)海外同胞の引揚を促進すること、(二十三)海外同胞の留守家族を援護すること、(二十四)海外同胞の遺骨を收集すること、(二十五)海外同胞の消息を調査すること、(二十六)海外同胞の留守家族の生活を安定すること、(二十七)海外同胞の留守家族の住宅を確保すること、(二十八)海外同胞の留守家族の就職を促進すること、(二十九)海外同胞の留守家族の教育を振興すること、(三十)海外同胞の留守家族の福祉を増進すること、(三十一)海外同胞の留守家族の勞働組合の健全な發達を圖ること、(三十二)海外同胞の留守家族の勞働關係調整法の改正を行うこと、(三十三)海外同胞の留守家族の勞働基準法の改正を行うこと、(三十四)海外同胞の留守家族の勞働者災害補償制度を改善すること、(三十五)海外同胞の留守家族の住宅問題を解決すること、(三十六)海外同胞の留守家族の勞働者の生活安定を圖ること、(三十七)海外同胞の留守家族の勞働者の生活必需品の配給を圓滑にすること、(三十八)海外同胞の留守家族の勞働者の戰爭犠牲者に對する援護を強化すること、(三十九)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の遺骨を收集すること、(四十)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の消息を調査すること、(四十一)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の住宅を確保すること、(四十二)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の就職を促進すること、(四十三)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の教育を振興すること、(四十四)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の福祉を増進すること、(四十五)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働組合の健全な發達を圖ること、(四十六)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働關係調整法の改正を行うこと、(四十七)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働基準法の改正を行うこと、(四十八)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者災害補償制度を改善すること、(四十九)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の住宅問題を解決すること、(五十)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者の生活安定を圖ること、(五十一)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者の生活必需品の配給を圓滑にすること、(五十二)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者の戰爭犠牲者に對する援護を強化すること、(五十三)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の遺骨を收集すること、(五十四)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の消息を調査すること、(五十五)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の住宅を確保すること、(五十六)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の就職を促進すること、(五十七)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の教育を振興すること、(五十八)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の福祉を増進すること、(五十九)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働組合の健全な發達を圖ること、(六十)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働關係調整法の改正を行うこと、(六十一)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働基準法の改正を行うこと、(六十二)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者災害補償制度を改善すること、(六十三)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の住宅問題を解決すること、(六十四)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者の生活安定を圖ること、(六十五)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者の生活必需品の配給を圓滑にすること、(六十六)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者の戰爭犠牲者に對する援護を強化すること、(六十七)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の遺骨を收集すること、(六十八)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の消息を調査すること、(六十九)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の住宅を確保すること、(七十)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の就職を促進すること、(七十一)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の教育を振興すること、(七十二)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の福祉を増進すること、(七十三)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働組合の健全な發達を圖ること、(七十四)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働關係調整法の改正を行うこと、(七十五)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働基準法の改正を行うこと、(七十六)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者災害補償制度を改善すること、(七十七)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の住宅問題を解決すること、(七十八)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者の生活安定を圖ること、(七十九)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者の生活必需品の配給を圓滑にすること、(八十)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者の戰爭犠牲者に對する援護を強化すること、(八十一)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の遺骨を收集すること、(八十二)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の消息を調査すること、(八十三)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の住宅を確保すること、(八十四)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の就職を促進すること、(八十五)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の教育を振興すること、(八十六)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の福祉を増進すること、(八十七)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働組合の健全な發達を圖ること、(八十八)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働關係調整法の改正を行うこと、(八十九)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働基準法の改正を行うこと、(九十)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者災害補償制度を改善すること、(九十一)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の住宅問題を解決すること、(九十二)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者の生活安定を圖ること、(九十三)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者の生活必需品の配給を圓滑にすること、(九十四)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者の戰爭犠牲者に對する援護を強化すること、(九十五)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の遺骨を收集すること、(九十六)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の消息を調査すること、(九十七)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の住宅を確保すること、(九十八)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の就職を促進すること、(九十九)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の教育を振興すること、(百)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の福祉を増進すること、(百一)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働組合の健全な發達を圖ること、(百二)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働關係調整法の改正を行うこと、(百三)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働基準法の改正を行うこと、(百四)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者災害補償制度を改善すること、(百五)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の住宅問題を解決すること、(百六)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者の生活安定を圖ること、(百七)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者の生活必需品の配給を圓滑にすること、(百八)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者の戰爭犠牲者に對する援護を強化すること、(百九)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の遺骨を收集すること、(百十)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の消息を調査すること、(百十一)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の住宅を確保すること、(百十二)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の就職を促進すること、(百十三)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の教育を振興すること、(百十四)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の福祉を増進すること、(百十五)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働組合の健全な發達を圖ること、(百十六)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働關係調整法の改正を行うこと、(百十七)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働基準法の改正を行うこと、(百十八)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者災害補償制度を改善すること、(百十九)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の住宅問題を解決すること、(百二十)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者の生活安定を圖ること、(百二十一)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者の生活必需品の配給を圓滑にすること、(百二十二)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者の戰爭犠牲者に對する援護を強化すること、(百二十三)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の遺骨を收集すること、(百二十四)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の消息を調査すること、(百二十五)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の住宅を確保すること、(百二十六)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の就職を促進すること、(百二十七)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の教育を振興すること、(百二十八)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の福祉を増進すること、(百二十九)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働組合の健全な發達を圖ること、(百三十)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働關係調整法の改正を行うこと、(百三十一)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働基準法の改正を行うこと、(百三十二)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者災害補償制度を改善すること、(百三十三)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の住宅問題を解決すること、(百三十四)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者の生活安定を圖ること、(百三十五)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者の生活必需品の配給を圓滑にすること、(百三十六)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者の戰爭犠牲者に對する援護を強化すること、(百三十七)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の遺骨を收集すること、(百三十八)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の消息を調査すること、(百三十九)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の住宅を確保すること、(百四十)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の就職を促進すること、(百四十一)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の教育を振興すること、(百四十二)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の福祉を増進すること、(百四十三)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働組合の健全な發達を圖ること、(百四十四)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働關係調整法の改正を行うこと、(百四十五)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働基準法の改正を行うこと、(百四十六)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者災害補償制度を改善すること、(百四十七)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の住宅問題を解決すること、(百四十八)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者の生活安定を圖ること、(百四十九)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者の生活必需品の配給を圓滑にすること、(百五十)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者の戰爭犠牲者に對する援護を強化すること、(百五十一)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の遺骨を收集すること、(百五十二)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の消息を調査すること、(百五十三)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の住宅を確保すること、(百五十四)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の就職を促進すること、(百五十五)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の教育を振興すること、(百五十六)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の福祉を増進すること、(百五十七)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働組合の健全な發達を圖ること、(百五十八)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働關係調整法の改正を行うこと、(百五十九)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働基準法の改正を行うこと、(百六十)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者災害補償制度を改善すること、(百六十一)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の住宅問題を解決すること、(百六十二)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者の生活安定を圖ること、(百六十三)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者の生活必需品の配給を圓滑にすること、(百六十四)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者の戰爭犠牲者に對する援護を強化すること、(百六十五)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の遺骨を收集すること、(百六十六)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の消息を調査すること、(百六十七)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の住宅を確保すること、(百六十八)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の就職を促進すること、(百六十九)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の教育を振興すること、(百七十)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の福祉を増進すること、(百七十一)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働組合の健全な發達を圖ること、(百七十二)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働關係調整法の改正を行うこと、(百七十三)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働基準法の改正を行うこと、(百七十四)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者災害補償制度を改善すること、(百七十五)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の住宅問題を解決すること、(百七十六)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者の生活安定を圖ること、(百七十七)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者の生活必需品の配給を圓滑にすること、(百七十八)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者の戰爭犠牲者に對する援護を強化すること、(百七十九)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の遺骨を收集すること、(百八十)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の消息を調査すること、(百八十一)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の住宅を確保すること、(百八十二)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の就職を促進すること、(百八十三)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の教育を振興すること、(百八十四)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の福祉を増進すること、(百八十五)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働組合の健全な發達を圖ること、(百八十六)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働關係調整法の改正を行うこと、(百八十七)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働基準法の改正を行うこと、(百八十八)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者災害補償制度を改善すること、(百八十九)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の住宅問題を解決すること、(百九十)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者の生活安定を圖ること、(百九十一)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者の生活必需品の配給を圓滑にすること、(百九十二)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者の戰爭犠牲者に對する援護を強化すること、(百九十三)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の遺骨を收集すること、(百九十四)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の消息を調査すること、(百九十五)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の住宅を確保すること、(百九十六)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の就職を促進すること、(百九十七)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の教育を振興すること、(百九十八)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の福祉を増進すること、(百九十九)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働組合の健全な發達を圖ること、(二百)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働關係調整法の改正を行うこと、(二百一)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働基準法の改正を行うこと、(二百二)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者災害補償制度を改善すること、(二百三)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の住宅問題を解決すること、(二百四)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者の生活安定を圖ること、(二百五)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者の生活必需品の配給を圓滑にすること、(二百六)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者の戰爭犠牲者に對する援護を強化すること、(二百七)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の遺骨を收集すること、(二百八)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の消息を調査すること、(二百九)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の住宅を確保すること、(二百十)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の就職を促進すること、(二百十一)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の教育を振興すること、(二百十二)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の福祉を増進すること、(二百十三)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働組合の健全な發達を圖ること、(二百十四)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働關係調整法の改正を行うこと、(二百十五)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働基準法の改正を行うこと、(二百十六)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者災害補償制度を改善すること、(二百十七)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の住宅問題を解決すること、(二百十八)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者の生活安定を圖ること、(二百十九)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者の生活必需品の配給を圓滑にすること、(二百二十)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者の戰爭犠牲者に對する援護を強化すること、(二百二十一)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の遺骨を收集すること、(二百二十二)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の消息を調査すること、(二百二十三)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の住宅を確保すること、(二百二十四)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の就職を促進すること、(二百二十五)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の教育を振興すること、(二百二十六)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の福祉を増進すること、(二百二十七)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働組合の健全な發達を圖ること、(二百二十八)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働關係調整法の改正を行うこと、(二百二十九)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働基準法の改正を行うこと、(二百三十)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者災害補償制度を改善すること、(二百三十一)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の住宅問題を解決すること、(二百三十二)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者の生活安定を圖ること、(二百三十三)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者の生活必需品の配給を圓滑にすること、(二百三十四)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者の戰爭犠牲者に對する援護を強化すること、(二百三十五)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の遺骨を收集すること、(二百三十六)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の消息を調査すること、(二百三十七)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の住宅を確保すること、(二百三十八)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の就職を促進すること、(二百三十九)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の教育を振興すること、(二百四十)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の福祉を増進すること、(二百四十一)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働組合の健全な發達を圖ること、(二百四十二)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働關係調整法の改正を行うこと、(二百四十三)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働基準法の改正を行うこと、(二百四十四)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者災害補償制度を改善すること、(二百四十五)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の住宅問題を解決すること、(二百四十六)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者の生活安定を圖ること、(二百四十七)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者の生活必需品の配給を圓滑にすること、(二百四十八)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者の戰爭犠牲者に對する援護を強化すること、(二百四十九)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の遺骨を收集すること、(二百五十)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の消息を調査すること、(二百五十一)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の住宅を確保すること、(二百五十二)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の就職を促進すること、(二百五十三)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の教育を振興すること、(二百五十四)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の福祉を増進すること、(二百五十五)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働組合の健全な發達を圖ること、(二百五十六)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働關係調整法の改正を行うこと、(二百五十七)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働基準法の改正を行うこと、(二百五十八)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者災害補償制度を改善すること、(二百五十九)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の住宅問題を解決すること、(二百六十)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者の生活安定を圖ること、(二百六十一)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者の生活必需品の配給を圓滑にすること、(二百六十二)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者の戰爭犠牲者に對する援護を強化すること、(二百六十三)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の遺骨を收集すること、(二百六十四)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の消息を調査すること、(二百六十五)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の住宅を確保すること、(二百六十六)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の就職を促進すること、(二百六十七)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の教育を振興すること、(二百六十八)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の福祉を増進すること、(二百六十九)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働組合の健全な發達を圖ること、(二百七十)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働關係調整法の改正を行うこと、(二百七十一)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働基準法の改正を行うこと、(二百七十二)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者災害補償制度を改善すること、(二百七十三)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の住宅問題を解決すること、(二百七十四)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者の生活安定を圖ること、(二百七十五)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者の生活必需品の配給を圓滑にすること、(二百七十六)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者の戰爭犠牲者に對する援護を強化すること、(二百七十七)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の遺骨を收集すること、(二百七十八)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の消息を調査すること、(二百七十九)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の住宅を確保すること、(二百八十)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の就職を促進すること、(二百八十一)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の教育を振興すること、(二百八十二)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の福祉を増進すること、(二百八十三)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働組合の健全な發達を圖ること、(二百八十四)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働關係調整法の改正を行うこと、(二百八十五)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働基準法の改正を行うこと、(二百八十六)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者災害補償制度を改善すること、(二百八十七)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の住宅問題を解決すること、(二百八十八)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者の生活安定を圖ること、(二百八十九)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者の生活必需品の配給を圓滑にすること、(二百九十)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者の戰爭犠牲者に對する援護を強化すること、(二百九十一)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の遺骨を收集すること、(二百九十二)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の消息を調査すること、(二百九十三)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の住宅を確保すること、(二百九十四)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の就職を促進すること、(二百九十五)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の教育を振興すること、(二百九十六)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の福祉を増進すること、(二百九十七)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働組合の健全な發達を圖ること、(二百九十八)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働關係調整法の改正を行うこと、(二百九十九)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働基準法の改正を行うこと、(三百)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者災害補償制度を改善すること、(三百一)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の住宅問題を解決すること、(三百二)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者の生活安定を圖ること、(三百三)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者の生活必需品の配給を圓滑にすること、(三百四)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者の戰爭犠牲者に對する援護を強化すること、(三百五)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の遺骨を收集すること、(三百六)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の消息を調査すること、(三百七)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の住宅を確保すること、(三百八)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の就職を促進すること、(三百九)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の教育を振興すること、(三百十)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の福祉を増進すること、(三百十一)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働組合の健全な發達を圖ること、(三百十二)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働關係調整法の改正を行うこと、(三百十三)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働基準法の改正を行うこと、(三百十四)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者災害補償制度を改善すること、(三百十五)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の住宅問題を解決すること、(三百十六)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者の生活安定を圖ること、(三百十七)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者の生活必需品の配給を圓滑にすること、(三百十八)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者の戰爭犠牲者に對する援護を強化すること、(三百十九)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の遺骨を收集すること、(三百二十)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の消息を調査すること、(三百二十一)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の住宅を確保すること、(三百二十二)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の就職を促進すること、(三百二十三)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の教育を振興すること、(三百二十四)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の福祉を増進すること、(三百二十五)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働組合の健全な發達を圖ること、(三百二十六)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働關係調整法の改正を行うこと、(三百二十七)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働基準法の改正を行うこと、(三百二十八)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者災害補償制度を改善すること、(三百二十九)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の住宅問題を解決すること、(三百三十)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者の生活安定を圖ること、(三百三十一)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者の生活必需品の配給を圓滑にすること、(三百三十二)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者の戰爭犠牲者に對する援護を強化すること、(三百三十三)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の遺骨を收集すること、(三百三十四)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の消息を調査すること、(三百三十五)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の住宅を確保すること、(三百三十六)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の就職を促進すること、(三百三十七)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の教育を振興すること、(三百三十八)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の福祉を増進すること、(三百三十九)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働組合の健全な發達を圖ること、(三百四十)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働關係調整法の改正を行うこと、(三百四十一)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働基準法の改正を行うこと、(三百四十二)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者災害補償制度を改善すること、(三百四十三)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の住宅問題を解決すること、(三百四十四)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者の生活安定を圖ること、(三百四十五)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者の生活必需品の配給を圓滑にすること、(三百四十六)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者の戰爭犠牲者に對する援護を強化すること、(三百四十七)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の遺骨を收集すること、(三百四十八)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の消息を調査すること、(三百四十九)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の住宅を確保すること、(三百五十)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の就職を促進すること、(三百五十一)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の教育を振興すること、(三百五十二)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の福祉を増進すること、(三百五十三)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働組合の健全な發達を圖ること、(三百五十四)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働關係調整法の改正を行うこと、(三百五十五)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働基準法の改正を行うこと、(三百五十六)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者災害補償制度を改善すること、(三百五十七)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の住宅問題を解決すること、(三百五十八)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者の生活安定を圖ること、(三百五十九)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者の生活必需品の配給を圓滑にすること、(三百六十)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の勞働者の戰爭犠牲者に對する援護を強化すること、(三百六十一)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の遺骨を收集すること、(三百六十二)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の消息を調査すること、(三百六十三)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守家族の住宅を確保すること、(三百六十四)海外同胞の留守家族の勞働者の海外同胞の留守

學術用語調査會生る
副會長に福田教授

森　茂氏

綜合的で且決定的な学術用語の統一をはかるべく文部省に学術用語調査会が六十名の委員と数百名にのぼる臨時委員とで、四月八日に発足した。第一回の総会の席上会長、副会長の選挙を行つた所、会長には前文部次官有光次郎氏、副会長には東大、二工の福田武雄教授と、東大、農の服部靜夫教授（植物）が当選した委員及臨時委員は各官廳研究所、学会、協会から選出されている、土木関係者としては（○印は委員）

土木学会　○福田武雄氏
　　　　　井上昌平氏
JREA　岡田信次氏
日本道路協会　村上永一氏
港湾協会　山田三郎氏
水道協会　河口協介氏
建設省　○松村孫治氏
建設技術研究所

である。

土木部門は調査会の一環として、本学会の用語委員会が中心となつて活躍するが、最後的の決定は調査会でやることになつている。

調査会としては決定用語を民意に問い、而る後決定する予定で、その結果として従来土木と建築で異つて使用していた用語（例えば鉄筋コンクリートと鋼筋コンクリート）も相当程度修正され統一されて来るものと予想されている。

○東京都土木技術研究会

東京都建設局に於ける土木技術研究会は土木技術研究所の幹部を中心として準備を進めて居たが四月二十五日第一回総会を開催、役員決定後今後の研究会運営に就いて協議した、差し当つて従来の研究項目を各会員より連絡して研究分野の整理を計ると共に、月次講演会に依つて従来の研究の成果を発表する事となつた。道路技術のみならず、都市計画、港湾、河川その他の分野に就いても協力して綜合研究の成果が期待される。

學會だより

○陽春はじめての学会だよりをガード下の新事務所より送る。ガード下といつても元鉄道博物館あとの交通便利の所、今迄の隅田川の景勝はないが集るにははるか便利である。

○前号予告の関門鉄道隧道工事誌は七月上旬発行の予定、一部八〇〇円であるが会員には六〇〇円で頒布。

○水理公式集七月刊行予定

○班組織に就いて前号四面に於いて詳細要領をお傳えしたがその後幸いに本主旨に賛同されて続々と結成の連絡がある。全國各地の会員グループが更に班結成に進まれん事をお願いする。従来ややもすれば会員相互の連絡も疎遠になり勝ちであるが班結成等の手段に依つての親睦を計りたい。

○廣告の取扱について——廣告は従来他に委託して取扱つていたが最近本会直接取扱う事になつた、之に就いて四月二十一日の理事会に於いて次の要領が決定した。廣告の申告は直接本会宛にする事、料金は学会誌は裏表紙は九〇〇〇円表紙及裏表紙の裏は八〇〇〇円裏表紙の裏に対する頁七二〇〇円普通頁六四〇〇円而して六分の一又は八分一枠の時は夫々その割り振りの料金とする。土木ニュースへの廣告は一面突出し及下段五分の一のもの一枠一〇〇〇円、二、三面下段五分の一で七〇〇〇円、四面下段五分の一で一〇〇〇〇円、但し半年契約は五分引、一ケ年契約は一割引とする。

○「支部だより」に就いてお願い——地方の情報の集りが悪くて困つて居ります些少な動きでも結構ですから御連絡下さい。又支部だよりのみならず各分野に於ける研究会見学会等の記事は勿論工事に関する進展等全國的に通信の触手を伸ばさんとして居りますから。

就職難時代來る
學窓は出たけれど

ドッジ公使の声明以来日本の経済界には何か沈滞の空氣が漂つている。希望に満ちて、吹く春風に乗つて目出度く卒業証書は摑んだけれど、その後の現実は未だ春遠しの感が強い。

各会社とも金づまりの余波をうけて経営に四苦八苦「卒業生には氣の毒だけれど実際やつて行かれないので」と言うのは眞実の叫びであろう。それでも民間希望のものは大多数採用されたが、問題は建設省、運輸省である。運輸省でも港湾局はよいらしいが、公務員の行政整理を間近にひかえた建設省では正式には一名も採用しない。運輸省の場合には、十月から三月末日までの間に採用するという話で、運輸省の採用予定のものは新学士十二名である。

◎土木技術史　編集終る

学振を通じて文部省より委託された技術史の編集は旧臘より約四十名の委員に執筆を願い、編集中であつたが此のたび十九章二七〇〇頁（二〇〇〇字詰）に上る原稿を完成し学振に提出した。出版については学振と協議の上時期方法等を決定する。

建設　読者の声

土木ニュース廃止論に反對す

最近土木ニュースが経済的に合わないという理由で廃止すべしという論が高まつて来ている。その論拠は土木ニュースは郵税が半分を占めているし、土木ニュースを廃止すれば三十二頁の会誌が年三冊余計に出版することが出来るという点にある様である。而して土木ニュース的の記事を会誌の折込にするとか、二面、三面で取扱つている様な記事は会誌の原稿にしてしまい、会誌をもつとポピュラーなものにしたいというのである。然し会誌が土木ニュースのもつている味を生かしてゆく事が出来るであろうか。会誌は会員の意向を可成率直に表現している様に思われる。即ち会誌が面白い記事に満される事は勿論編集委員の努力に待つ所大であるが、それよりも会員の思想、センス等が会誌の面白さを生み出しているのではあるまいか。この論点よりすれば会誌の発展は現在の如く土木事業が縮少されている時代と、四兆数千億円という損失の後に於て期待する方にも相当の無理がある。その点土木ニュースは新聞という形態とその氣楽さから来るものとして、自分の世界観なり、一寸した記事でやはり新しい物、これから生れ出て発展すべき何物かを現わしている記事が多い様にうかがわれる。舟にたとえてみれば土木ニュースは波を切つて進んでゆくへさきの方であり、会誌は進んだ痕跡を傳えんとするともの方である。会誌はその時の生れ出たものをまとめてゆく所であり、土木ニュースは新しいもの、敗戦後のくるしみとの闘争に於て体験しつつあるものを書きなぐり土木学会の会員諸兄と共に考え、時代の息吹きを感じ、明日への出発の足掛りにする所ではないだろうか。土木ニュースに対する注文も沢山あろう。ニュースの原稿があまりに中央的であるとか、言いかえれば地方の記事が少いとか、記事が古くあれではニュースではないとか。ニュースのために地方の記事を集めようとした編集委員の努力は相当のものであつたことは認めてよいと思うが、それがうまくゆかず、その結果として中央のニュースが多くなつて来たのではあるまいか。然し前述の如く土木ニュースそれ自身、主目標が新しいセンスを土木界に生み出させる点にある事は見逃す事の出來ない事であると思う。この役割が一郵便料金の値上り等で捨去るべきものではなく、亦会誌により復活される性質のものでもない。郵便料金が高ければ、二号なり三号なりを一しよに送つてもよいであろうし、班組織の大々的活用により或は緩和出來ない事もない。以上の見解により土木ニュースの廃止は明日への出発をおくらせるものであるという主なる理由で一会員として反対するものである。（達田研三）

施工の向上へ

終戦後外地の引揚げ其の他國土の縮少等に原因して請負業者の中に大学出の優秀な人々が就職するようになつて、業者の技術的素質は向上して來た。業者を馬鹿扱いして、箸の上げ下しに文句を言つていたお役人も「民主々義の世の中ですから」と云つた訳で大変くだけて來た様である。然しお役所の機構、法令、慣習と云うものは「雀百まで」とか何とやらで未だ未だ業者には苦手である。監督は良い仕事を（後で責任を問われない様に）したいと思い、業者は安く仕事をしたいと思う。氷炭相容れざるところである。同じ学校出の人でも立場が違うから仕事に対する意見も違う。監督さんの言うことを一つ一つ実行したら道楽仕事になつて了いそうだ。業者に委せれば乱暴極まる仕事をする。労力費の嵩む現在手のかかる仕事はしたくない。お役所は昔しながらのお座いことを言う、何が原因だろう。業者に技術的良心がないと云うのも程度問題で役に立たぬ施工をしようと思つてる訳ではないが成可手を抜きたがる。これからは業者とお役所とが対等の立場で良い安い工事をすることが大事ではなかろうか。それと一番問題なのはやはり入札制度を考える必要があるであろう。技術的に見てどう考えても出來ないような工費が落札するのも考えものである。お役人は業者の勝手だと云う。業者は底なし入札が悪いと云う。兎に角貧乏國のお金を有数に使うためにも土木工事をこんな面から思い切つて改めるべき所が多々あると思う。（芋葉生）

支部だより

○中部支部——三月二十九日支部評議員会を開催、次の事項を決議した。即ち支部長には愛知縣土木部長佐々木銑氏留任、評議員、常議員、幹事、幹事長を決定二十三年度決算報告、支出は七四〇〇〇円となる、二十四年度予算として支出は七万七千円を予定している。五月の第五回年次学術講演会については着々準備中であるが紀念品贈呈は取止めとし他に変更はない。

○北海道支部——事務局を札幌市南五條西十六丁目一三三六の一日本発送電庶務課内齋藤辰二扱と変更した幹部として支部長北海道新聞社長阿部謙夫、幹事長日発北海道支店土木部長岩本常次を決定した。

○西部支部——都合により役員を変更した。

旧支部長　齋藤卯之吉
新支部長　藤田畯五

談話室

予算は事業の生命であるが全体でもなければ、本質でもない。ところが現在は、中央も地方も、本局も現場も、更に試験所も学校も殆んど年中予算で追い廻されている。まるで予算を要求して、獲得するのが事業の本質であるかの如くになつている。○殊に地方の補助予算を当てにしているところでは、八月頃に翌年度の要求資料を提出して、本極りになるのが四月か五月。間もなく又翌年度の資料にかからねばならない。○これでは前年度の実績も、現況調査も出來るものではない。現状として長年に亘る継続予算を組むことは不可能だが、大事な工事、大切な事業であれば資金の心配ばかりせずに落付いて仕事に精力を注ぎ得る態勢が採れないものだろうか。殊に学校、研究所辺りでは、継続ではないが予定を樹て落付いて仕事の出来ることが必要だ。○事情は若干異なるかもしれないが、地方の府縣、都市等に東京に出張所を設けることが流行つている。而して地方からの陳情の斡旋役等やつている。○予算時期ともなると関係方面の陳情團が相次いで上京し極端に云えば、仕事も碌々出來ないこともある。役人の旅費も全体集計すると小さな額でないが、陳情團の旅費その他の雑費等の集計も大きなものだ、某課長陳情團を撃退する手に曰く「諸君は何回も熱心に上京されるが、その費用だけでも〇〇漁港は出來ますョ」（晨）

運輸省施設局工事課電氣機械係編
電動機
A6判　八四頁
頒布實費　一〇〇圓
發送實費　四〇圓
（申込はすべて前金に願います。）
電動機の扱い方について誰にも、わかり易く、やさしく、そして興味をもつように解説したもので電動機（モーター）を使用する作業場、工事現場等には必ず一冊は備うべき良書である。
内容　一、総論＝電動機一般　電動機の種類。二、電動機の機能と構造＝電動機の定格、電動機の出力と能率及び温度上昇、誘導電動機の構造。三、電動機の使い方＝据付。電動機の分解掃除。三相誘導電動機の乾燥法、三相誘導電動機の起動運轉及び停止、保守。四、三相誘導電動機参考資料。五、其他
發行所　東京都中央区京橋一ノ二國際ビル三階（日科技連内）
社團法人　日本鐵道技術協会
振替東京一九六四三三番

土木建築設計並施工
株式会社　**間組**
取締役社長　神部滿之助
本社　東京都港区赤坂青山南町一ノ一
電話赤坂（48）一三〇八—一九
一七九一—三
支店　札幌、仙台、名古屋、大阪、廣島、福岡

土木建築設計並施工
株式会社　**熊谷組**
取締役社長　熊谷太三郎
專務取締役　牧田甚一
本社　福井市豊島上町一（電話一三五五）
東京營業所　東京都新宿区筑土八幡町三
電話九段（33）五〇一—五
支店　横浜、名古屋、大阪、廣島、福岡、札幌

土木建築請負業
西松建設株式會社
取締役社長　西松三好
本社　東京都港区芝西久保櫻川町一三
電話芝（43）表 [illegible]　代 [illegible]
支店　仙台、東京、大阪、熊本

株式會社　横河橋梁製作所
本社　東京都千代田区丸ノ内1ノ2 [illegible]
工場　東京都港区芝浦 [illegible]
營業種目
◇各種橋梁・轉車臺・遷車臺・車輛・鐵骨
○鐵塔・水壓鐵管・起重機・鋼構造物一切
各新改造修理ノ設計・製作・現場施行等急需ニ應ズ

土木ニュース

昭和24年6月15日　第32號　（月刊）

發行所　土木學會
東京都千代田区大手町2丁目4番地
編輯兼發行人　奥田教朝
印刷人　山口梅吉
印刷所　太平社印刷所
（定價）5円

名古屋に開催された　戰後初の年次大會

去る五月二十一日、二十二日の二日間第五回土木学会年次学術講演会が中部支部の絶大なる骨折によつて盛大に名古屋工大を中心に開催された。

講演者総数百有七名、参加者五百名という盛会ぶりであつた。

過去の年次大会はいずれも戦前であり、第一回は関西支部主催で昭和十二年京都に於て、第二回は昭和十三年北海道支部が北海道で第三回は西部支部の盡力によつて、昭和十六年に九州帝國大学に於て開かれ昭和十九年には東北支部主催で第四回年次大会が東北帝大を借りて催されたが今回は正に永き眠りよりさめた敗戦後初の年次大会であつた。

二十日の雨もあがり、会期の二日間は全く晴天にめぐまれ、講演会に、園遊会に、見学会に有意義な大会を盛会裡に終る事が出來たのであるが物資不足の折柄会員の接待に、或は会場の準備に遺憾なきを期せられ東山公園の園遊会には模擬店が出たりして会員の親睦この際一段と深まり、亦見学会には到れりつくせりの應待に、大会出席者は廣瀬副会長の講演にもあつた如く中部支部の佐々木支部長以下の今回の御盡力に対し感謝の念で、その表現を知らない状態であつた。

二十一日午後一時名大医学部講堂で、開会式が挙行され佐々木支部長、岩沢本学会長代理廣瀬副会長の中部支部への感謝の辞と学会の活動一般についての報告があり、祝辞として愛知軍政部のケリー中佐が学会諸兄の一段の御奮斗を望むとの講演があつた。次いで午後一時四十分より講演会に移り、四時過ぎ第一日の日程を終え、午後五時より東山公園に於ける園遊会に移つた。ここで会員互に打とけて、大会の氣分を満喫して第一日の行事を無事終了した。第二日は午前九時より前日と同じく名古屋工業大学（名古屋工専）で各部内に分れて研究の発表会を十二時まで行い、午後は四班に分れ、名古屋港見学、岐阜忠節橋、犬山木曾川視察或は伊勢参宮に名古屋鉄道、岐阜工事部、建設省地方建設部の御厄介になつて大会の幕は午後五時頃盛会裡に明日への土木の発展を期しつつ閉じられた。

学術講演会をふり返えつてみると、講演者（大学関係五二名、高専十六名、官廳関係三二名、民間七名）がA（應力）、B（道路、都市計画上下水）、C（水関係）D（鉄道）、E（コンクリート、その他）に分れたのであるが、講演申込者が多数であつたため、各部会を或は区分したものもあつたほどで、且行事が沢山のため討論は殆んどなかつた。然し発表方法に於て研究すれば、與えられた時間に於ても十分の討議が出來たのではないかと考えられ、講演者の発表方法は今後の大会に於て注意すべき事であると思う。然し今次大会は戦後初の大会であり、その点講演会が重要なテーマの開陳及び中間報告程度に止まつていたのは止むを得ない事であるが、世界のレベルに早く到達する様今一層の努力をしなければならないと同時に、次の大会に於ては敗戦後のコントンさを全く脱却した論文の発表されるのを期待する次第である亦土質工学関係の発表がふえ、且熱心に討議されたのも一特徴であると同時に、河川関係の聴講者が多数で席がないほどであつたのもみのがせない現象であつた更に今次の大会のテーマを見ると研究テーマが現場的になつて來た点も著しい点であるがこの様なテーマは一個人の研究者にのみまかしていたのでは、いつまでも中間報告程度に終る危険性があり、各専門家の協同研究の形にする必要性が痛感された。

第五回年次大会は中部支部の非常な御努力によつていくたの收穫を残して栄ある幕を下したが、会員にはよき反省の機会と明日へのエネルギーの源泉となつたことを特記して大会の報告を終ることにする。

測量法案衆議院通過　五月十七日公布さる

今議会に建設省（地理調査所主管）から測量法案が提出され五月十七日衆議院にて可決公布された。その要旨は次の通りである。

一、目的（第一條）國又は公共團体の行う「土地の測量」についての実施の基準（第一一條位置及び大いさ等基本的数値計算の基礎）及びこれに必要な権能（一四—二〇條実施及立入の手続）を與え又測量の重複を除き且つ測量の正確さを確保して各種測量の調整及び測量制度の改善を計らんとするものである。

二、測量の種類（第四—六條）を分つて基本測量（地理調査所〔所管〕）公共測量（國又は公共團体の行う重要な土地の測量）と其他の測量（上記の成果を用いて行うもので指定されたもの）とに分つ。

三、測量の正確さを確保し又重複をさけるために測量作業規定及び測量計画を予め建設大臣に届出で（第三三—三七及び四五—四六條）これに対し地理調査所長は技術的助言其他必要なる調査をする。又測量の成果の届出、公表、保管及び閲覧謄写使用等の必要な規定が定められている（第二七—三一及び四六—四四條）

四、測量従事者は地理調査所に登録した測量士（補）でなければならぬ。その資格は大学、専門学校卒業等其他の測量を修めたもので且つ一定年限の経験者又は試験合格者等である（第四八—五四條）

五、罰則、第三者の妨害、毀損及び測量者の不正測量及び基本測量標の無断使用等は種類により懲役及罰金の刑罰が定められている（第六一—六五條）

六、附則、施行は公布の日から九〇日以内で測量士（補）の無登録者には一ヵ年の猶予がある。この法案について五月九日参議院建設委員会にて参考意見聴取が行われ本会代表として鉄道総局、施設局桑原技官が出席し利用者の立場として大要次の如き証言をした。

（第二番）

一、趣旨は結構であるが煩鎖であるから簡単にされたい。

二、事業の機密に持よ、本法の測量とは地形、地物の測量に限り設計、計画の測量を除かれ度い（散会後地理調査所長より然る旨説明があつた）

三、簡易化と政府機関対等の立場上、事前の承認（第三六條）及び事後の成果の審査（第四一條）は届出（連絡）及び整理とされ度い。

四、四等、三角点二等、三等、水準点標石を全國に普及せしめられ度い。

五、縮尺を全國的に統一し、二及び五の倍数とされた。

六、測量士（補）は間口を廣くし中等、工業学校の測量修了者も経験により測量士補とされたい。

七、罰則は重すぎるものもあり、資格停止の軽い罰も作り又関連不正行為（例詐欺）は資格剝奪を加重すべきである。

尚他に会員より港湾局天埜計画課長も出席し趣旨は賛成水面も含めよ、工事のための測量を除けと証言した。（第五番）

他に一、坪井（東大教授地理物理学）三、福島（農林省農業関係）四、嚢田（農林省林野局）六、須田（水路局長）七、團部（地図業者）の五氏の証言があつた。

新學制に伴い　官立工専昇格す

六三制実施にともなつて専門学校が廃止されるため、その帰属が問題となつていたのであるが、土木工学科を有つている官立工専は全部昇格して新制大学の工学部土木工学科として発足することになつた。（國立大学設置法が國会を通過した）各校の細目、教官の審査については、新制大学設置委員会の特別委員会の分科会で決定されるのであるが、大体は、新制大学に吸収されるものと考えて差支えない様である。

一、仙台工専は東北大学の工学部に合流されるが、東北大学には既に工学部があつたため、仙台工専と重複している学科は縮減される様であるが、土木は全然変化ない様である。

二、山梨工専は山梨大学工学部の土木工学科として発足するが、採用人数は三十名である。

三、名古屋工専は名古屋大学に工学部があるため、合同困難になつたが、名古屋が日本の四大工業地域の一であるという特殊性と、愛知工専が他にあるために、名古屋工業大学として名古屋大学と併立して設置されることになつた。尤も名称については愛知工業大学との案もある様であるが、名古屋工業大学におちつく模様であり、一縣一大学の原則の例外として出來る大学である。採用人員は四〇名である。

四、神戸工専は神戸大学工学部の一学科として発足する。採用人員は三五名。

五、徳島工専は徳島大学工学部の中で産声をあげる。

六、熊本工専は五高、熊本医専等と共に熊本大学を作つて生れるが、この、工学部では土木建築で一学科を作り、採用人員は合せて四〇名である。

七、金沢工専は土木、機械工業化学、化学機械の四学科で金沢大学の工学部として発足する。採用人員は三〇名であるが、本大学にはこの他特に第二工学部（夜間）を設置する点が他の大学と異つている点である。

この他縣立、市立の工専で土木をもつているものも國立の新制大学に入るものもある。又一縣一大学であるので土木も可成りふえる他私立でも中央大学に土木工学科が設置される等の形勢にある。

科學研究費の配分　學會で審議さる

今年度から科学研究費が学界を通して、決定されることになつた。これは学会史上に空前の事である。審議会の主席者は学術研究会議から会議員の安藝皎一氏大坪喜久太郎氏、各大学から一名、建設技術研究所からは内海清温氏が出席して五月十六日東大、第一工学部土木会議室で開催された関係方面の指示によつて、運輸省及び建設省の研究所は科学研究費の配分を受けられぬ事になつて居た爲出席しなかつた。

本年度の科学研究費二億円の内割当られた額は六千百万円、その内土木工学関係の研究費として四百七十八万円で、これまでの配分は学術研究会議で決定したものである。学会としては與えられた四七八万円の配分の審議会を開いたわけである。甲論乙駁した結果の配分は左記の通りである。

東大一工	五五万円
東大二工	五八万円
京大	六七万円
九大	六一万円
阪大	二七万円
早大	三〇万円
日大	三〇万円
高専	五五万円
建設技術研究所	二〇万円
未決定分	二〇万円

高専の五五万円は題目によつて更に区分することになつた。尚詳細は次号掲載の予定である。

御申込になりましたか？
今からでも遅くありません！
大至急御申込下さい！

コンクリート標準示方書
一、内容　土木ニュース前号参照
一、体裁　B6判　約二五〇頁
一、頒布實費　金百八〇円（会員に限り百五〇円）外に送料八〇円（まとまつた御申込は安くなりますが後で精算致します。）
一、申込金　申込と同時に全額拂込のこと
一、発行予定期日　昭和二十四年七月上旬

關門鉄道隧道工事誌
一、内容　土木ニュース前号参照
一、体裁　B5判　約六七〇頁　フランス表紙
一、頒布實費　八〇〇円但し会員に限り六〇〇円
一、送料實費　八〇円（現行規程による）但し取まとめて御申込の場合は安くなりますが後で精算致します。
一、申込金　出來るだけ全額御拂込下さい。若し御都合が悪ければ予約金として三〇〇円御願い致します。
一、発行予定期日　昭和二十四年七月下旬

水理公式集
一、内容　第一編河川、第二編発電水力、第三編上下水道、第四編港湾
一、体裁　B5判　約一六〇頁
一、頒布實費　金二〇〇円（会員に限り一割引）送料八〇円
一、申込金　申込と同時に全額御拂込のこと

土木工學叢書（既刊）
杉戸清著　下水道學（前篇）
一、体裁　B5判　二七二頁
一、定價　四六〇円（会員に限り五分引）外に送料八〇円
福田武雄著　木構造學
一、体裁　B5判　二六四頁
一、定價　四六〇円（会員に限り五分引）外に送料八〇円

學會論文集
第三号　臨時増刊号　昭和二二年二三年号　定價　一六〇円　一八三頁　送料五五円
第四號　六月発刊の予定　定價　二〇〇圓　一四〇頁　送料五五圓

右の中予約申込期日の切れたものもありますが残部多少ございますから至急御申込下さい。猶御申込は左記へ願います。猶まとまつた御申込は責任者を明記して下さい。又職場班を組織されている向はこれによると御便利です。

申込先
東京都千代田区大手町二丁目四（省線高架下七号）
土木學會